

安芸太田町の建築物等における 木材の利用促進に関する方針

—太田川流域材の活用に向けて—



安芸太田町立戸河内小学校

広島県安芸太田町

令和4年6月

安芸太田町建築物等木材利用促進方針
～太田川流域材の活用にむけて～

平成 24 年 6 月 4 日制定・施行
令和 4 年 6 月 1 日改正

第 1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に、基づく、国及び広島県の基本方針に即し、「安芸太田町建築物等木材利用促進方針」（以下「促進方針」という。）を定め、建築物等への太田川流域材を中心とした広島県産材（以下、「県産材」という。）等の利用促進を通じて、健全な森林の育成、持続可能な社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第 2 基本的事項

1 県産材等の利用の促進に向けた取組

促進方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における県産材等の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における県産材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

県産材とは、適正な手続きを経て伐採された太田川流域の木材素材を中心とした県内産の丸太を製材加工した木材とする。

2 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

法第 15 条に定める建築物木材利用促進制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、情報発信するものとする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、建築材料以外についても、県産材等の利用促進を図るものとする。

（1）公共建築物

次に掲げる場合を除き、可能な限り木造化を図るものとし、木造化が困難な場合も、内装等の木質化に努めるものとする。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

(2) 公共工事

公共土木事業資材についても、可能な限り環境に配慮した自然共生型の工種・工法を採用し、木製品の利用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される備品及び消耗品についても、本促進方針に沿った木材を原材料としたものを使用するよう努めるものとする。

4 理解の熟成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには、町民の理解の醸成が不可欠であることから、建築物における木材の利用の促進の意義等について分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）を重点的に普及啓発に取り組むものとする。

第3 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化

町は、その整備する公共建築物については、可能な限り木造化を図るものとする。木造化にあつては、可能な限り、太田川流域材・県産材を使用するものとする。

2 内装化の木質化

町は、その整備する公共建築物について、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化に当たっても、可能な限り、太田川流域材・県産材を使用するものとする。

3 その他の木材利用

町は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとし、この場合も、可能な限り太田川流域材・県産材製品を使用するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や、素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者は、連携して林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第5 その他建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 推進体制及び公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

各課等が公共建築物の整備計画を企画・立案する場合、県産材等の効果的な利用の推進及び関係課の円滑な連絡調整を行うため、県産材等利用促進会議を開く。

県産材等利用促進会議では、広島県等から公共建築物の木造化等の協議、木造化等検討に必要な情報（県産材要事例、木材調達情報等）の収集を行い、これらを参考にして木造化及び内装等の木質化を検討する。

2 公共建築物整備計画の企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。

3 木造化等実績の公表

町は、公共建築物の木造化及び内装等の木質化の整備実績等を、町ホームページで公表し、情報発信するものとする。